

加入者向広報「共済だより」



2010

Vol.72

3月号

- 就任のご挨拶 理事長 河田 悌一
- 平成22年度の掛金率
- 長期給付財政再計算及び長期給付分掛金率の改定



表 1 平成22年度の掛金率

①40歳以上65歳未満の加入者 () 内は21年度の掛金率 (%)

区 分	短期掛金率					長期掛金率				合 計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲 種 加入者	6.52	0.918 (0.843)	0.08	0.12	7.638 (7.563)	12.584 (12.230)	0.08	0.12	12.784 (12.430)	20.422 (19.993)
乙種加入 者等[注]	6.52	0.918 (0.843)	0.08	0.19	7.708 (7.633)	—	—	—	—	7.708 (7.633)
丙 種 加入者	—	—	—	—	—	12.584 (12.230)	0.08	0.19	12.854 (12.500)	12.854 (12.500)
任意継続 加 入 者	6.52	0.918 (0.843)	0.08	0.12	7.638 (7.563)	—	—	—	—	7.638 (7.563)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者 () 内は21年度の掛金率 (%)

区 分	短期掛金率					長期掛金率				合 計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲 種 加入者	6.52	—	0.08	0.12	6.72	12.584 (12.230)	0.08	0.12	12.784 (12.430)	19.504 (19.150)
乙種加入 者等[注]	6.52	—	0.08	0.19	6.79	—	—	—	—	6.79
丙 種 加入者	—	—	—	—	—	12.584 (12.230)	0.08	0.19	12.854 (12.500)	12.854 (12.500)
任意継続 加 入 者	6.52	—	0.08	0.12	6.72	—	—	—	—	6.72

[注] 乙種加入者等…乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者。

◎掛金の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

◎都道府県補助金は、標準給与の月額にかかる長期掛金に対して補助されます。賞与等の額にかかる長期掛金に対して補助はありません。

平成22年度の掛金率

介護分掛金率及び長期給付分掛金率の改定については、22年2月10日に開催された共済運営委員会において了承されました。この結果、22年度の掛金率は、表1のとおりとなりましたのでお知らせします。

1 短期掛金率

①介護分掛金率の改定

介護分掛金率は、介護納付金に関する厚生労働省からの通知の諸係数等により算出される「私学事業団が納付すべき介護納付金」を基にして算定しています。

22年度に納付すべき介護納付金が前年度より増加することとなったため、22年度の介護分掛金率は、現行の0.843%を0.75%引き上げ、0.918%に改定します。

②短期給付分掛金率の据え置き

短期掛金率のうち短期給付分掛金率は、現行の6.52%に据え置きます。

2 長期掛金率

長期給付分掛金率は、今年度に行った財政再計算の結果を踏まえて、現行の12.230%を毎年0.354%ずつ引き上げます。

その結果、22年4月以降の長期給付分掛金率は、表2のとおりとなります。

「長期給付財政再計算及び長期給付分掛金率の改定」については、6～8ページを参照してください。

なお、27年4月以降の長期給付分掛金率については、26年度に予定している次期財政再計算の結果を基に、見直すこととなります。

表 2 長期給付分掛金率 (%)

期 間	率
平成22年4月 ～23年3月	12.584
平成23年4月 ～24年3月	12.938
平成24年4月 ～25年3月	13.292
平成25年4月 ～26年3月	13.646
平成26年4月～	14.000

●短期掛金率及び長期掛金率のうち、事務費分・福祉事業分の掛金率の改定はありません。

共済運営委員会の開催

平成22年2月10日に第47回共済運営委員会が開催され、次の事項について審議・報告が行われた承されました。

1 審議事項

- ①長期給付財政再計算及び長期給付分掛金率の改定について(案)
- ②平成22年度における短期掛金率のうち介護分掛金率の改定について(案)

2 報告事項

- ①平成22年度 日本私立学校振興・共済事業団事業費補助金等(共済事業)(案)について
- ②私立学校教職員共済制度に係る関係法令等の改正等について
- ③その他

長期給付財政再計算及び 長期給付分掛金率の改定

年金財政を長期的に安定させるためには、年金給付等の費用に見合うように、加入者の皆様や学校等が負担する掛金等の収入を確保する必要があります。そのため、加入者・年金者の構成や経済情勢の変化を踏まえ、少なくとも5年に一度、給付と負担の将来見通しを見直し、年金財政の健全化を図っています。これを「財政再計算」といい、平成21年度はその再計算の年となります。本誌では、今回の財政再計算の結果をお知らせします。

1 平成21年度財政再計算の背景等

「被用者年金制度一元化法案」は平成21年第171回通常国会まで継続審議とされていましたが、同年7月21日の衆議院解散に伴い廃案となりました。

これにより、21年度財政再計算や掛金率の改定については、一元化法案の提出前、すなわち給付水準、掛金率引き上げの考え方及び共済規程の変更などが、前回の16年度財政再計算時と同様の取り扱いになります。

(1) 前回の財政再計算までの経緯

公的年金制度の一元化に向けての流れとしては、昭和59年2月の閣議決定「公的年金制度の改革について」の中で、公的年金制度全体の長期的安定と整合性

ある発展を図るために、昭和61年度から国民年金を全国民共通の基礎年金として支給する制度とし、厚生年金と共済年金は上乗せの報酬比例年金給付を行う制度となり、給付と負担の両面において制度間調整を進めるとされました。

その後、平成13年3月の閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」の中で、「私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時（16年度財政再計算）からの保険料（掛金率）引上げの前倒しを行うべく検討を行う」とされました。

また、厚生年金については、16年の厚生年金保険法の一部改正において、毎年0・354%の保険料率の引き上

げを行い、29年度に最終保険料率を18・3%で固定することとなりました。

(2) 平成16年度財政再計算結果

16年度財政再計算において、掛金率については、厚生年金の保険料率とこれ以上乖離をしないための最低限の引き上げ幅0・354%（厚生年金と同率）を採用し、毎年引き上げを行い、39年度に最終掛金率が18・5%になる将来見通しの計算結果を得ました。

この掛金率引き上げ幅の前倒しにより、必要最小限の引き上げ幅（0・231%）を採用した場合より、最終掛金率が低くなり、結果として後代の負担が軽減され、世代間の公平性にも配慮することが可能となりました。

(3) 平成21年度財政再計算

今回の財政再計算においても、合理的な範囲で最終掛金率を設定するために、掛金率の引き上げ幅を定めることが必要となります。

16年度財政再計算と同様に、厚生年金の最終保険料率を基に、私学共済制度における現時点での将来にわたる職域割合を勘案すると、最終掛金率は20・6%となり、その最終到達年は53年度で、その際の引き上げ幅は毎年0・267%となります。

【表1】

制度	項目	平成16年度財政再計算 〈前 回〉	平成21年度財政再計算 〈今 回〉
私学 共済	掛金率の引き上げ幅 (毎 年)	0.354%	0.354%
	最終掛金率 (到達年度)	18.5% (平成39年度)	19.4% (平成42年度)
国共済 ・ 地共済	保険料率の引き上げ幅 (毎 年)	0.354% (国共済0.129%) [注]	0.354%
	最終保険料率 (到達年度)	18.8% (平成32年度)	19.8% (平成35年度)
厚生 年金	保険料率の引き上げ幅 (毎 年)	0.354%	—
	最終保険料率 (到達年度)	18.3% (固定) (平成29年度)	— (—)

しかしながら、13年3月の閣議決定の趣旨を遵守して、私学共済年金財政の安定性の確保、後代負担の軽減及び他の年金制度との均衡等について総合的に検討すると、16年度財政再計算で採用した最低限の引き上げ幅である0・354%を21年度財政再計算においても維持していく必要があります。

※ 最終掛金率を厚生年金と比較すると、現在の厚生年金の報酬比例部分（2階部分）に相当する年金に加え、その約20%に相当する職域部分（3階部分）の年金を給付していること

から、若干高い掛金率になることが合理的であるといえます。

〔注〕国共済及び地共済については、21年度に国共済が0・129%、地共済が0・354%引き上げて、同一の保険料率15・154%とし、22年度以降は毎年厚生年金の引き上げ幅と同率の0・354%ずつ引き上げて、最終的に35年9月以降は19・8%で一定となる見込みです。

2 長期給付分掛金率の改定

長期給付分掛金率については、今回実施した財政再計算の結果を踏まえて、現行の12・230%を毎年0・354%ずつ引き上げることとし、22年4月以降は5ページのとおりの改定します。

3 財政再計算の前提条件

今回の財政再計算は、16年度財政再計算と同様の方式で計算しています。

具体的には、概ね100年間にわたって財政収支が均衡する財政方式である有限均衡方式や給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライドによる調整）を採用しています。

※ マクロ経済スライドによる調整と

は、年金改定率の調整方式であり、賃金や物価の上昇率だけでなく、公的年金全体の被保険者数の減少率と年金者の平均余命の伸び率をマイナス調整することを行います。

その他の前提条件については、次のように設定しています。

① 加入者数・年金者数などの基礎数は、20年度末の実績を基にしています。

② 基礎率のうち、給与指数・年金者消費率等は、17年度から19年度までの3年間の実績等を基にしています。

③ 賃金上昇率・物価上昇率・運用利回り等の経済前提は、他制度と同じものを使用しています。

長期的な（28年度以降）経済前提

賃金上昇率 2・5%

物価上昇率 1・0%

運用利回り 4・1%（32年度以降）

④ 基礎年金拠出金の国庫負担割合は、21年度にこれまでの3分の1強から2分の1へと引き上げられました。

⑤ 21年度末の加入者数は、21年7月までの増加傾向を勘案し、実績見込みを行いました。22年度以降については、各年の学齢対象人口に応じて減少させています（学齢対象人口は、国立社会保障・人口問題研究所が18年12月に公表した日本の将来推計人口の中位推計に基づいています）。

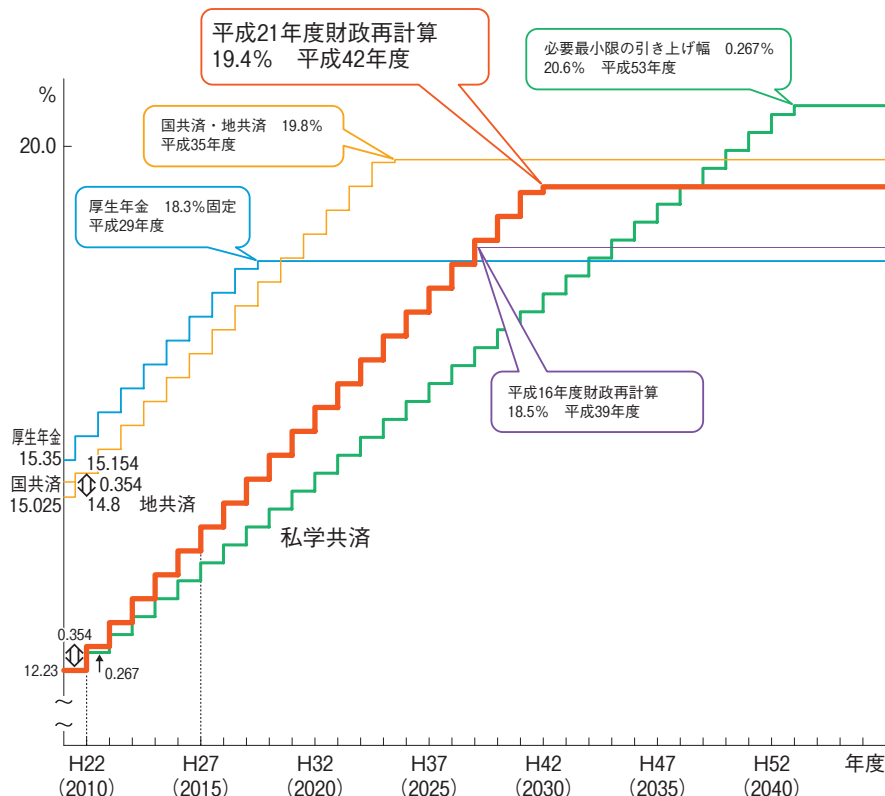
4 平成21年度財政再計算結果 【表2】

年 度 平成（西暦）	加入者数・年金者数の見通し				財 政 見 通 し					
	加入者数 ① 人	年金者数 (支給中) 人	年金者数 退年相当② 人	年金扶養 比 率 ①/②	掛金率 (対総報酬) %	収入合計 億円	支出合計 億円	収 支 差 引 残 億円	年度末 積立金 億円	積 立 合 倍
22 (2010)	470,510	521,601	102,406	4.59	12.584	5,137	4,781	356	34,864	7.4
23 (2011)	464,193	543,678	107,337	4.32	12.938	5,368	4,907	461	35,325	7.3
24 (2012)	459,109	567,521	112,441	4.08	13.292	5,613	5,266	346	35,672	6.8
25 (2013)	456,257	568,255	115,201	3.96	13.646	5,918	5,404	514	36,186	6.7
26 (2014)	452,098	594,139	119,930	3.77	14.000	6,310	5,544	766	36,952	6.6
27 (2015)	449,138	622,405	124,350	3.61	14.354	6,686	5,732	954	37,906	6.5
32 (2020)	425,435	708,117	135,540	3.14	16.124	8,579	6,284	2,294	46,796	7.1
37 (2025)	383,216	778,914	140,549	2.73	17.894	10,054	6,745	3,309	61,220	8.6
42 (2030)	340,389	912,337	148,038	2.30	19.4	11,561	7,492	4,069	80,409	10.2
52 (2040)	289,826	1,160,935	157,679	1.84	19.4	13,968	10,436	3,533	119,419	11.1
62 (2050)	255,455	1,339,243	165,820	1.54	19.4	16,167	14,547	1,620	145,287	9.9
72 (2060)	215,084	1,272,810	155,732	1.38	19.4	17,426	17,734	△ 308	150,111	8.5
82 (2070)	183,978	1,065,783	129,332	1.42	19.4	18,324	19,686	△ 1,362	140,192	7.2
92 (2080)	162,561	847,478	103,923	1.56	19.4	19,215	20,982	△ 1,768	124,446	6.0
102 (2090)	141,148	697,181	88,956	1.59	19.4	19,790	22,621	△ 2,831	101,699	4.6
112 (2100)	123,310	605,112	78,152	1.58	19.4	20,137	24,682	△ 4,544	64,201	2.8
117 (2105)	116,495	565,841	72,647	1.60	19.4	20,270	25,798	△ 5,528	38,586	1.7

- 退年相当とは、退職共済年金のうち加入者期間が25年以上（経過的に20～24年を含む）の人、退職年金者及び減額退職年金者の合計です。
- 年金扶養比率とは、年金者数（退年相当）に対する加入者数の割合を示したものです。
平成72年度に1.38と最も低くなり、1.38人の加入者で1人の年金者を支えることになります。
- 掛金率は、21年度の12.230%から、毎年0.354%引き上げ、42年度で19.4%となり、以降一定という計算結果となりました。
- 収入合計の内訳は、掛金収入、国庫負担、運用収入などです。
- 支出合計の内訳は、年金給付費、基礎年金拠出金、年金保険者拠出金などです。
- 収支差引残は、72年度からマイナスとなり、積立金を取り崩すこととなりますが、有限均衡方式のもと、概ね100年後の117年度で積立度合が1倍を下回らないようにしています。
- 積立度合とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率です。

5 最終掛金率について

【図1】掛金率の他制度比較



● 厚生年金の最終保険料率を基に、私学共済制度における現時点での将来にわたる職域割合を勘案すると、最終掛金率は20.6%となり、厚生年金より2.3% (20.6% - 18.3%) 高く、国共済・地共済と比べても0.8% (20.6% - 19.8%) 高くなります。また、最終到達年は平成53年度で、その際の引き上げ幅は毎年0.267%となります。

他制度に比べ、毎年の引き上げ幅が小さいものの、後代負担が他制度よりも相当大きくなります。

● 平成21年度財政再計算では、掛金率の設定において、厚生年金や国共済・地共済と同率の毎年0.354%の引き上げ幅を採用することにより、最終掛金率が19.4%となり、最終到達年は平成42年度となりました。

最終掛金率では厚生年金より1.1% (19.4% - 18.3%) 高く、国共済・地共済より0.4% (19.8% - 19.4%) 低くなる見通しです。最終到達年では、厚生年金より13年、国共済・地共済より7年遅くなります。

この結果、後代負担は、国共済・地共済と同程度に抑えられます。

また、最終掛金率が厚生年金より若干高い水準となりますが、職域部分 (3階部分) の年金を給付していることから、合理的であるといえます。

積立貯金のご案内

前期申込期間

4月26日(月)～5月25日(火)

積立貯金の新規加入申し込み、既加入者の積立金額の変更及び中断している積立貯金の復活を希望される場合は、申込期間内に申し出てください。

● 積立貯金制度のあらまし

利率 年利0.60%

(平成22年3月1日現在)

積立金額単位 千円単位

積立方法

① 定時積立金：毎月の給与から

控除して積み立て

② 臨時積立金：賞与から年3回

まで積み立て

* 臨時積立金だけの積み立ては不可

中断 随時

* 毎月25日締め切り翌々月中断

解約・払い戻し 月1回

* 毎月25日締め切り翌月20日送金

積立開始

① 定時積立金：6月の給与から

② 臨時積立金：夏期の賞与等から

● 申し込み方法

次の申込書等を学校等の共済事務担当者へ提出してください。

・新規加入は「貯金加入申込書」

・積立金額変更は「積立金変更申込書」

・積立金の復活は「積立中断・復活届書」

* 詳しくはパンフレット (3月下旬送付) をご覧ください。

共済定期保険の配当金の受取口座に変更があるときは

平成21年度配当金の送金は、6月下旬を予定しています。

つきましては、すでにお届けいた

だいている指定金融機関 (保険料振

替口座) に口座の解約や改姓による

名義変更又は金融機関の統廃合によ

る支店名や口座番号の変更がある場

合には、4月9日(金)までに「振替

口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

なお、変更の申し出がなかった場

合、配当金の送金が遅れるだけでな

く、後期分保険料の振り替えができ

ず自動脱退の扱いとなることもあり

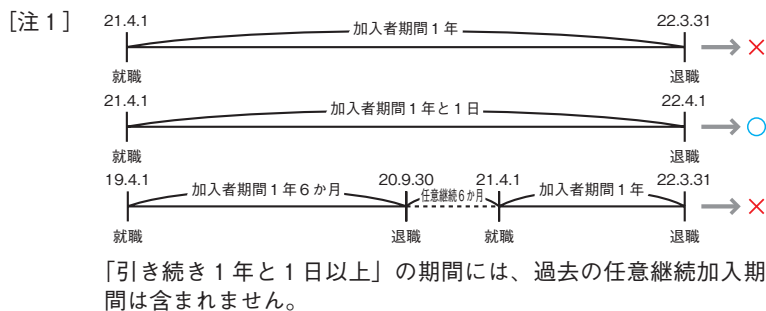
ますので、注意してください。

ご存知
ですか？

任意継続加入者制度

退職の日まで引き続き1年と1日以上〔注1〕の加入者期間があり、かつ75歳未満の人は、原則2年を限度〔注2〕として任意継続加入者となることができます。

任意継続加入者になると、短期給付（休業給付を除く）と福祉事業（貸付け・貯金などを除く）を利用することができます。なお、長期給付（年金）は継続できません。



〔注2〕 任意継続加入期間中に75歳に達した人は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となることから、75歳の誕生日の前日までが任意継続加入期間となります。

1 任意継続加入者になるとき

退職の日から20日以内に「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を学校等を経由して提出してください。

本人として加入している健康保険が優先されるため、申し出後に健康保険等の被扶養者又は国民健康保険の被保険者になることによる任意継続の取り下げはできません。任意継続加入者の資格取得月と同月内に就職したことにより、他の健康保険に加入した場合や75歳に達した場合は、その月の任意継続掛金は納付することになります。

任意継続になる事務処理が終わりましたら、加入者あてに「任意継続加入者証」、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付します。「任意継続加入者のし

おり」は事前に必ずお読みください。新たに「任意継続加入者証」が交付されますので、在職中に使用していた「加入者証」、「遠隔地被扶養者証」及び「高齢受給者証」は必ず返納してください。

2 任意継続加入者の掛金

任意継続加入者は、短期掛金（40歳以上65歳未満は介護掛金を含む）を全額自己負担することになります。

納付方法は毎月納付のほか、半期ごと（4月から9月分・10月から翌年3月分）や年度末まで（4月から翌年3月分）の一括納付があり、一括納付の場合は一定の割引が受けられます（前納割引制度）。

掛金は、納付通知書により納付期限までに必ず払い込んでください（口座からの引き落としは行っていない）。なお、納付期限までに払い込みがない場合、任意継続加入者資格を喪失することがあります。

22年度の任意継続加入者の掛金率については、5ページを参照してください。なお、任意継続加入者にかかる介護分掛金の掛金率は0・918%に、また標準給与月額の上限額が382,000円に変更となります。

3 任意継続加入者でなくなるとき

任意継続加入者の期間（2年）が満了するとき

本事業団で自動的に資格喪失の処理を行い、「資格証明書」を「任意継続加入期間満了のお知らせ」と一緒に満了日の10日前までに送付します。この証明書は、国民健康保険等に加入する際に使用してください。

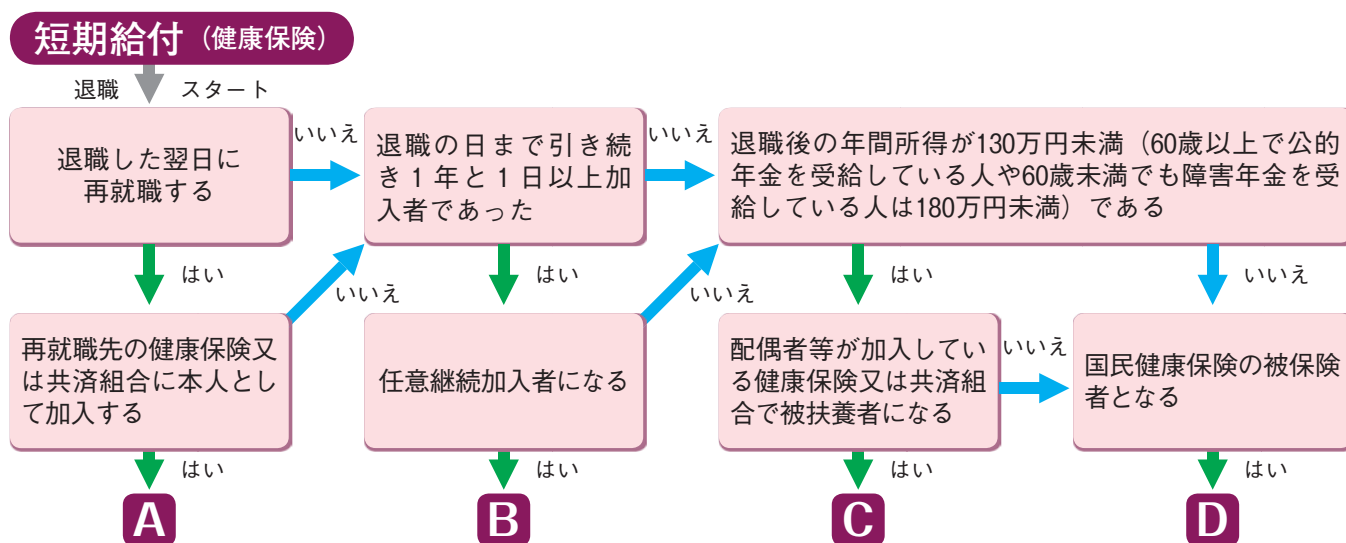
満了前にやめるとき

任意継続加入者証の有効期限日前に国民健康保険（医師会国保などの国民健康保険組合を含む）に加入、又は健康保険等の被扶養者となるときは、「任意継続加入者資格喪失申出書」により、切り替えたい月の前月末日までに申し出てください。

任意継続加入者の資格を喪失したときは、学校等を経由せずに直接本事業団へ「任意継続加入者証」、「遠隔地被扶養者証」及び「高齢受給者証」を返納してください。



～短期給付・長期給付の手続き～



A 退職後に再就職し、他の健康保険（国民健康保険を除く）又は共済組合に本人として加入する場合
新しく加入する健康保険又は共済組合で所定の手続きをしてください。

B 任意継続加入者になる場合
9 ページ「ご存知ですか？任意継続加入者制度」をご覧ください。

C 他の健康保険（国民健康保険を除く）又は共済組合で被扶養者になる場合
被扶養者となるための要件及び手続き等は、新しく加入する健康保険又は共済組合に確認してください。

D 国民健康保険の被保険者となる場合
退職後14日以内に、市区町村の窓口で国民健康保険の加入手続きを行ってください。なお、加入手続きの際に資格喪失の証明（資格証明書）が必要な場合は、「資格証明書交付依頼書」を学校等が提出する「資格喪失報告書」に添付して本事業団に提出してください。

退職時の注意事項

「加入者証」、「遠隔地被扶養者証」及び「高齢受給者証」は必ず退職時に所属している学校等に返納してください。

退職時に病院等で受診しているときは、病院等の窓口で資格喪失すること及び上記**A**から**D**のいずれかとなる旨を申し出てください。

※資格喪失後に誤って加入者証等を使い、保険診療を受けた場合は、医療費の全額が本人負担となり、保険診療分の医療費を返還していただくことになります。

長期給付加入者記録票の送付

資格を喪失すると、資格喪失の確認通知書とともに「長期給付加入者記録票」を学校等あてに送付します。

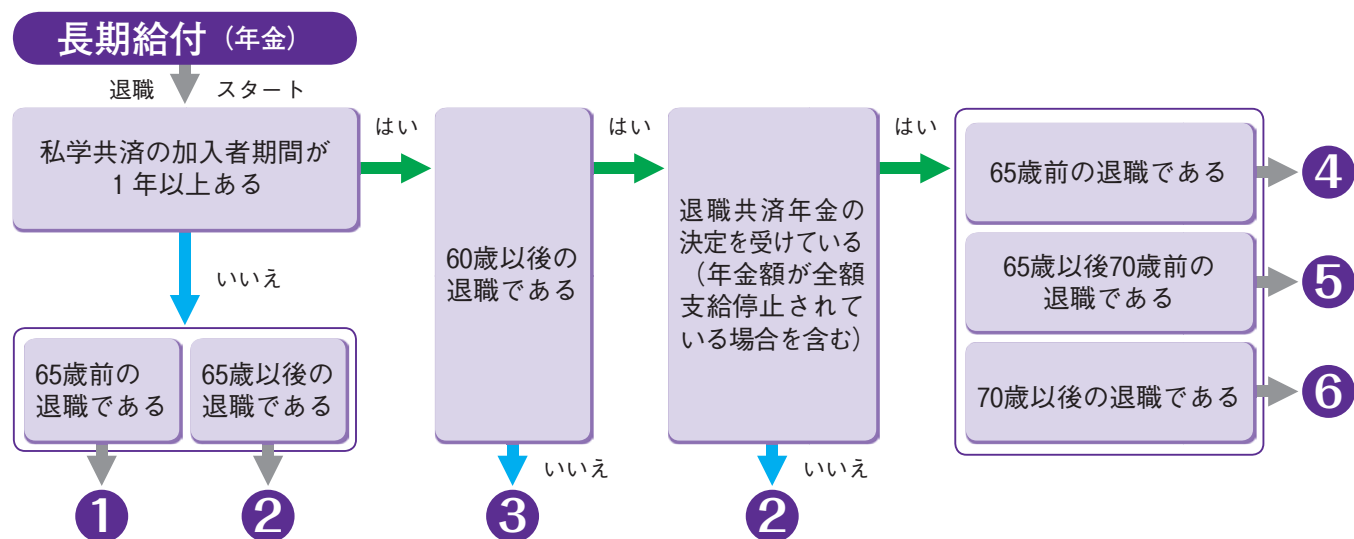
長期給付加入者記録票は、将来年金を請求するときに加入者番号や加入期間等の確認資料となりますので、必ず私学共済事務担当者から受け取って大切に保管してください。

なお、70歳以上の人は、すでにみなし退職をしているため長期給付加入者記録票は交付しません。

福祉事業

以下の福祉事業を利用している加入者が退職したときは、それぞれ脱退・解約等の手続きが必要です。詳しくは、本誌1月号8～9ページを参照してください。

- ①積立貯金（解約手続き） ②積立共済年金（脱退・給付金請求手続き）
③共済定期保険（脱退手続き） ④アイリスプラン ⑤加入者貸付け（任意償還・即時償還手続き）



国民年金の届け出を忘れずに！

私学共済の加入者は同時に国民年金の被保険者でもあります。したがって、退職したときに国民年金の届け出が必要になる場合があります。また、被扶養者に認定されている配偶者も届け出が必要となります。この届け出がないと、将来、年金を受給できなくなるおそれがあります。

※国民年金の強制適用は60歳になるまでです。加入者やその被扶養配偶者が60歳以上の場合、届け出は必要ありません。

必要な届け出（3月末で退職する場合）

①退職後すぐ（1日もあけず）に再就職

- 加入者本人 → 不要
- 被扶養配偶者 → 「種別確認届」
- *届出先 → 再就職先の事業所

②退職後は無職又は自営業

- 加入者本人 → 「種別変更届」
- 被扶養配偶者 → 「種別変更届」
- *届出先 → 市区町村の国民年金担当の窓口



モン・サン・ミッシェル／フランス（イメージ）

平成22年度

私学事業団海外研修旅行

夏期コース申込受付期間

4月20日(火)～6月4日(金) (必着)

私学事業団では、毎年度海外研修旅行を企画・後援しています。旅行中は現地の教育施設等の見学あるいは教育関係者との交流も予定しています。
ぜひ、見聞・視野を広げる機会としてご参加ください。

コース	内 容	旅行期間	日数	旅行代金	1人部屋追加料金
夏期	A-1 フランス周遊教養の旅	平成22年8月18日(水)～8月27日(金)	10	307,000円	80,000円
	A-2 スロベニア・クロアチア周遊教養の旅	平成22年8月16日(月)～8月25日(水)	10	307,000円	80,000円
	A-3 イギリス・フランス周遊教養の旅	平成22年8月3日(火)～8月12日(木)	10	339,000円	80,000円
	A-4 中欧諸国周遊教養の旅 (関西国際空港発着)	平成22年8月9日(月)～8月18日(水)	10	273,000円	75,000円
	A-5 ドイツ・スイス・フランス周遊教養の旅	平成22年8月18日(水)～8月27日(金)	10	327,000円	80,000円
冬期	A-6 スペイン周遊教養の旅	平成22年12月29日(水)～23年1月6日(木)	9	297,000円	70,000円
	A-7 アンコールワットとベトナム周遊教養の旅	平成22年12月30日(木)～23年1月6日(木)	8	197,000円	50,000円

* A-4 コース以外は成田発です。

■参加資格

加入者（任意継続加入者を含む）とその配偶者、父母、12歳以上の子・孫
・旅行スケジュールに耐えられる程度に健康な人に限ります。
・18歳未満の場合は成人の同行者が必要です。

■募集定員

各コースとも30名（最少催行人員15名）

定員を超える申し込みがあった場合は、抽選により参加者を決定します（先着順ではありません）。抽選結果は締め切り日以後1週間以内に文書で連絡します。

■申し込み方法

パンフレット・申込書を右記主催旅行会社から取り寄せ、申込書に必要事項を記入のうえ、申込書送付先（2人以上で参加される場合は必ずまとめて）に送付してください（FAX不可）。

■申込時の注意

- 旅行の参加に際し、参加申込書裏面の「健康アンケート」に必要事項を必ず記入してください（特に健康上申し出ることがある人は、詳しく記載してください）。
- 申し込みは、1名につき夏期・冬期コースそれぞれ1回、1コースのみとします。ただし、夏期コースに参加した人は冬期コースの申し込みはできません。また、申し込み締切後、参加者やコースの変更はできません。
- 本研修旅行は自由研修時間を除いて同一行動をしていただきますので、参加者の都合による各種変更（予定観光等の不参加や航空座席種類の変更など）はできませんのでご了承ください。



アンコールワット／カンボジア（イメージ）

■主催旅行会社

(パンフレット・申込書の取り寄せ先)

〒163-6011 東京都新宿区西新宿6-8-1
新宿オークタワー11階

(株)HLS 団体事業本部 教育旅行セクション
「私学事業団 海外研修旅行」係

☎ 03(5908)3010 FAX 03(5908)3028

Eメール: tb-icg@his-world.co.jp

担 当 者: 鳥海、水野、岩根

営業時間: 10:00～18:00 (土・日・祝日休み)

■申込書送付先

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
私学事業団 福祉部 保健課

詳しくは海外研修旅行パンフレット
(4月上旬配付開始)をご覧ください